

平成21年三条市議会第7回臨時会提出議案概要

議第 1 号 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

平成21年8月11日の人事院勧告及び同年10月9日の新潟県人事委員会勧告の内容を考慮し、本市議会議員の期末手当について、必要な改正を行うもの。

【改正の内容】

期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

(単位:月分)

区 分	6 月	12 月	合 計
現 行	1.60	1.75	3.35
改正後 (平成21年度)	1.45 (▲0.15)	1.65 (▲0.10)	3.10 (▲0.25)
改正後 (平成22年度)	1.45	1.65	3.10

※ 6月の改正後(平成21年度)欄は、特例措置に基づく支給月数である。

【施行期日】

平成21年12月1日(平成22年度以降の期末手当の支給月数の改定については、平成22年4月1日から施行する。)

議第 2 号 三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

平成21年8月11日の人事院勧告及び同年10月9日の新潟県人事委員会勧告の内容を考慮し、必要な改正を行うもの。

【一部改正する条例】

- 1 三条市特別職の職員の給与に関する条例
- 2 三条市職員の給与に関する条例
- 3 三条市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例
- 4 三条市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【改正の内容】

- 1 一般職の職員の給料表の改定
  - (1) 給料月額引下げ(一部若年層を除く。)  
平均改定率 一般行政職 ▲0.2%  
消 防 職 ▲0.1%
  - (2) 平成18年の給料表改定に係る経過措置の算定基礎額の引下げ  
平成18年の給料表の水準の引き下げに伴う経過措置の対象者の給料月額の算定基礎額を0.24パーセント引き下げる。
- 2 一般職の職員の自宅に係る住居手当の廃止  
新築又は購入後5年間に限り支給されている自宅に係る住居手当(月額2,500

円)を廃止する。

3 特別職及び一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ

平成21年12月期以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

(1) 市長、副市長及び教育長

(単位：月分)

区 分	期末手当		
	6月	12月	合 計
現 行	1.60	1.75	3.35
改正後 (平成21年度)	1.45 (▲0.15)	1.65 (▲0.10)	3.10 (▲0.25)
改正後 (平成22年度)	1.45	1.65	3.10

※6月の改正後(平成21年度)欄は、特例措置に基づく支給月数である。

(2) 一般の職員(再任用職員を除く。)

ア 部長級職員以外の職員

(単位：月分)

区 分	6月			12月			年 間		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
現 行	1.40	0.725	2.125	1.60	0.725	2.325	3.00	1.45	4.45
改正後 (平成21年度)	1.25 (▲0.15)	0.675 (▲0.05)	1.925 (▲0.20)	1.50 (▲0.10)	0.675 (▲0.05)	2.175 (▲0.15)	2.75 (▲0.25)	1.35 (▲0.10)	4.10 (▲0.35)
改正後 (平成22年度)	1.25	0.675	1.925	1.50	0.675	2.175	2.75	1.35	4.10

※6月の改正後(平成21年度)欄は、特例措置に基づく支給月数である。

イ 部長級職員

(単位：月分)

区 分	6月			12月			年 間		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
現 行	1.20	0.925	2.125	1.40	0.925	2.325	2.60	1.85	4.45
改正後 (平成21年度)	1.10 (▲0.10)	0.825 (▲0.10)	1.925 (▲0.20)	1.25 (▲0.15)	0.925	2.175 (▲0.15)	2.35 (▲0.25)	1.75 (▲0.10)	4.10 (▲0.35)
改正後 (平成22年度)	1.05 (▲0.05)	0.875 (0.05)	1.925	1.30 (0.05)	0.875 (▲0.05)	2.175	2.35	1.75	4.10

※6月の改正後(平成21年度)欄は、特例措置に基づく支給月数である。

(3) 再任用職員

ア 部長級職員以外の職員

(単位：月分)

区 分	6 月			12 月			年 間		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
現 行	0.75	0.35	1.10	0.85	0.40	1.25	1.60	0.75	2.35
改正後 (平成21年度)	0.70 (▲0.05)	0.30 (▲0.05)	1.00 (▲0.10)	0.75 (▲0.10)	0.40	1.15 (▲0.10)	1.45 (▲0.15)	0.70 (▲0.05)	2.15 (▲0.20)
改正後 (平成22年度)	0.65 (▲0.05)	0.35 (0.05)	1.00	0.80 (0.05)	0.35 (▲0.05)	1.15	1.45	0.70	2.15

※ 6月の改正後（平成21年度）欄は、特例措置に基づく支給月数である。

イ 部長級職員

(単位：月分)

区 分	6 月			12 月			年 間		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
現 行	0.65	0.45	1.10	0.75	0.50	1.25	1.40	0.95	2.35
改正後 (平成21年度)	0.60 (▲0.05)	0.40 (▲0.05)	1.00 (▲0.10)	0.65 (▲0.10)	0.50	1.15 (▲0.10)	1.25 (▲0.15)	0.90 (▲0.05)	2.15 (▲0.20)
改正後 (平成22年度)	0.55 (▲0.05)	0.45 (0.05)	1.00	0.70 (0.05)	0.45 (▲0.05)	1.15	1.25	0.90	2.15

※ 6月の改正後（平成21年度）欄は、特例措置に基づく支給月数である。

#### 4 一般職の職員の期末手当に関する特例措置

平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の三条市職員の給与に関する条例の規定による期末手当の額から、同年4月の給与に0.24パーセントを乗じて得た額に4月から11月までの月数を乗じて得た額と同年6月の期末手当及び勤勉手当に0.24パーセントを乗じて得た額の合計額に相当する額を減じた額とする。

#### 【施行期日】

平成21年12月1日（平成22年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定は、平成22年4月1日から施行する。）

#### 議第 3 号 平成21年度三条市一般会計補正予算

補正額 ▲34,047千円

補正後の額 52,010,816千円

#### 報第 1 号 専決処分報告について

(控訴の提起)

新潟地方裁判所新発田支部平成20年（ワ）第109号損害賠償請求事件に係る平成21年9月29日の同裁判所の判決について、東京高等裁判所に控訴を提起したもの。

1 控訴の相手方（被控訴人）

新潟県北蒲原郡聖籠町蓮潟 2 2 6 8 - 3 エルウッド 5 A - 3

真 嶋 美貴子

2 控訴の趣旨

- (1) 原判決の中、控訴人三条市敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記の部分につき被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第 1 審、第 2 審とも被控訴人の負担とする。

3 専決処分した日 平成 2 1 年 1 0 月 5 日

◎ 法令に基づく報告事項

議会の委任による専決処分の報告